

鳥取県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領

制 定 平成31年3月27日第201800357071号

鳥取県農林水産部長通知

(目的)

第1条 この要領は、森林所有者及び林業従事者の所得向上や資源循環型林業の促進に資するため、森林所有者をはじめ県民等から信頼される林業経営者を「意欲と能力ある林業経営者」として県が登録し、森林所有者、事業発注者等が意欲と能力のある林業経営者の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、意欲と能力のある林業経営者が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営者間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営者を育成することを目的とする。

なお、この要領により登録・公表された林業経営者については、「林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）」（以下「長官通知」という。）3（2）の規定に基づく育成を図る林業経営体（以下「育成経営体」という。）に選定されたものとし、第15条の規定に基づき選定された林業経営者を除き、森林経営管理法（平成30年法律第35号）（以下「法」という。）第35条の規定に基づき市町村が作成する経営管理実施権配分計画における経営管理実施権の設定を受けることを希望する場合は、法第36条第2項の規定に基づき公表する民間事業者として扱うものとする。

(定義)

第2条 この要領において、林業経営者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者をいい、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

また、意欲と能力のある林業経営者とは、第8条の規定に基づき登録された林業経営者をいい、次に掲げる条件を具備することとする。

- (1) 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること
- (2) 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）などの関係法令を遵守していること

(意欲と能力のある林業経営者の登録)

第3条 県内に本店又は営業所を有し、県内で造林、保育、伐採その他森林における施業（以下「森林施業」という。）を行う林業経営者は、意欲と能力のある林業経営者として知事の登録を受けることができるものとする。ただし、林業経営者が、次の各号のいずれかに該当するときは除く。

- (1) 行政機関から、法令違反、不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けている場合
- (2) 業務に関連して法令に違反し、代表役員等（法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主）や一般役員等（法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者）（以下「経営者等」という。）が公訴を提起されたときから1年間を経過していない場合

- (3) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない場合
- (4) 林業死亡労働災害を発生させた日から1年を経過していない場合
- (5) 第12条第1項第3号から第8号の規定に基づき登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過していない場合
- (6) 過去1年以内に国税、県税及び市町村税に係る徴収金並びに社会保険料に未納がある場合
- (7) 経営者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合

（公募）

第4条 知事は、毎年6月に1回を基本として、期限を定め前条の登録を希望する林業経営者を公募するものとする。

- 2 公募については、県の公式ホームページ及び県で把握している事業体名簿に登録されている事業体への郵送により実施することとし、市町村へ公募を開始した旨別記様式第1号により通知することとする。なお、公募期間については知事が別に定めることとし、当該公募の開始の日から30日以上を確保するものとする。

（登録の申請）

第5条 第3条の規定に基づく登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、別記様式第2号の申請書に下記の第3号から第16号を記載した別記様式第3号を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 法第35条の規定に基づき作成される経営管理実施権配分計画における経営管理実施権の設定を受けることを希望する場合は、その旨と希望する区域
- (3) 組織に関する情報（職員数等）
- (4) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (5) 技術者・技能者数に関する情報
- (6) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
- (7) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- (8) 事業区域に関する情報
- (9) 県外における長官通知3（2）の規定に基づく育成を図る林業経営体に関する情報
- (10) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (11) 生産管理の取組に関する情報
- (12) 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
- (13) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (14) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (15) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (16) 林業関係団体等への加入、地域への貢献、表彰実績、安全対策の取組状況等に関する情報

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票

- (2) 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式の写し
 - (3) 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類の写し
 - (4) 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
 - (5) 直近3ヶ年の貸借対照表及び損益計算書の写し又はこれらに類する書類の写し
 - (6) 事業実績を証する書類の写し（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
 - (7) 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し
 - (8) 次に掲げる者を雇用している場合（経営者等が該当する場合も含む。）にあつては、その資格等が確認できる書類の写し
 - ア フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー
 - イ 森林施業プランナー
 - ウ 森林作業道作設オペレーター
 - エ 技術士（森林部門）
 - オ 林業技士（林業経営・林業機械部門、森林総合監理部門）
 - カ フォレスター（森林総合監理士）又は林業普及指導員
 - キ 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団が林業技術指導師養成事業及び作業班長等実践力向上事業により実施する研修を受講した者
 - (9) 遵守する行動規範やガイドライン等（以下「行動規範等」という。）の写し。また、その行動規範等の遵守のための取組を行っている場合にあつては、その取組の内容が確認できる書類の写し
 - (10) 労働安全衛生法に基づく特別教育等の実施（受講）状況が確認できる書類の写し（修了証の写し等、代表的なもの1件）
 - (11) 他者への請負等、他の事業者と連携して素材生産、造林や保育を実施する場合にあつては、その連携する事業者との協定書又は同意書等の写し
 - (12) 第3条第1号から第4号、第6号及び第7号に該当しない旨の誓約書（別記様式第4号）
 - (13) その他知事が定める書類
- 3 知事は、必要に応じ登録申請者、関係市町村長等に対して情報提供を求めることができる。
- 4 第1項及び第2項の申請書類の提出期限は、公募期間の末日とする。

（意見の聴取）

第6条 知事は、第5条の規定に基づく申請があつた場合は、別記様式第5号により関係市町村長の意見を聴くものとする。

（市町村長による登録推薦）

第7条 市町村は、前条の意見聴取の際に、別表の基準を踏まえ、県に対し別記様式第6号により意欲と能力のある林業経営者として知事に登録すべき林業経営者を推薦することができるものとする。

2 知事は、前項の推薦があつた場合において、別記様式7号により関係市町村長の意見を聴くものとする。

(審査及び登録の実施)

第8条 知事は、第5条の規定に基づく申請があった場合において、当該申請及び第7条の規定に基づく推薦の内容を踏まえ、別表に掲げる選定基準に基づき審査を行い、登録すべきと認めるときは、次に掲げる事項を意欲と能力のある林業経営者名簿（別記様式第8号）に登録するものとする。

(1) 第5条第1項第1号から第16号までに掲げる事項

(2) 登録番号及び登録年月日

(3) 登録情報の変更年月日

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を別記様式第9号により登録申請者に通知するとともに、別記様式第10号により関係市町村長に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による登録を認めなかったときは、遅滞なく、その旨を別記様式第11号により登録申請者に通知するとともに、別記様式第12号により関係市町村長に通知するものとする。

(登録の有効期間及び更新)

第9条 前条第1項の登録の有効期間は5年とする。

2 意欲と能力のある林業経営者名簿に登録された林業経営者は、更新を受けることができるものとし、その手続きについては、第5条から前条の規定を準用する。

3 前条第1項の規定に基づく登録は、知事が別途通知する日までに前項の規定に基づく更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(変更の届出)

第10条 意欲と能力のある林業経営者は、第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第13号により知事に届け出るものとする。

2 意欲と能力のある林業経営者は、第5条第1項第3号から第16号に掲げる事項について変更する必要がある場合は、別記様式第14号により知事に届け出るものとする。

3 知事は、第1項及び前項の規定による届出があった場合において、その内容について別表に掲げる選定基準に基づき審査を行い、変更を認めるときは、その届出があった事項を意欲と能力のある林業経営者名簿に登録するものとする。

4 第1項及び第2項の規定に基づく届出については第5条第2項の規定を、第3項の規定による登録については第8条第2項及び同条第3項の規定をそれぞれ準用する。

(意欲と能力のある林業経営者名簿の公表)

第11条 知事は、県の公式ホームページ等において意欲と能力のある林業経営者名簿に登録されている内容のうち、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 第5条第1項第1号に掲げる事項

(2) 登録番号及び登録年月日

(3) 登録情報の変更年月日

2 前項の規定に基づき公表された林業経営者に係る第5条第1項の申請内容については、林業経営者の主たる事務所等の所在又は所有森林の所在地を所管する地方事務所（県外に主たる事務所等又は所有森林が所在する林業経営者においては、農林水産部森林・林業振興局林政企画課。以下「各地方事務所等」という。）において閲覧できることとする。

- 3 知事は、第5条第1項第8号に該当する都道府県及び近畿中国森林管理局に対し、第1項で公表した意欲と能力のある林業経営者名簿について情報提供を行うものとする。

(登録の取消し)

第12条 知事は、意欲と能力のある林業経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消すものとする。

- (1) 意欲と能力のある林業経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
 - (2) 意欲と能力のある林業経営者からの申出があった場合
 - (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合
 - (4) 第3条第4号を除く各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) 登録の有効期間内に2件目の林業死亡災害を発生させた場合
 - (6) 別表に掲げる選定基準を満たさなくなった場合
 - (7) 次項に規定する報告を怠った場合
 - (8) その他、登録又は森林施業に関し不正若しくは不誠実な行為をし、意欲と能力のある林業経営者として不適当であると認められる場合
- 2 意欲と能力のある林業経営者は、前項第4号及び第5号に該当するに至った場合は、遅滞なく、知事に報告するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定に基づく登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を別記様式第15号により意欲と能力のある林業経営者に通知するとともに、別記様式第16号により関係市町村長に通知するものとする。ただし、第1項第1号の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は、様式第15号の通知は省略するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定に基づく登録の取消しをしたときは、遅滞なく、県の公式ホームページ等において、その旨を公表するものとする。

(事業実施状況の報告)

第13条 意欲と能力のある林業経営者は、毎年度の事業実施状況について、事業実施状況報告書(別記様式第17号)を作成し、当該報告に係る登録申請者の事業年度の終了後3か月を超えない日までに、知事に報告するものとする。ただし、災害その他意欲と能力のある林業経営者の責めに帰することのできない事由で、知事がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(報告の徴収)

第14条 知事は、この要領の目的達成のために必要な限度において、意欲と能力のある林業経営者、関係市町村長等に対してその事業実施状況に関する必要な事項について報告を求めることができる。

(育成経営体に係る移行措置)

第15条 次の各号に該当する林業経営者については、2020年3月末を期限として育成経営体となることができる。

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成6年法律第45号)第5条の認定を受けた事業主

- (2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第3条の林業経営改善計画の認定を受けている者及び同法第4条の合理化計画の認定を受けている者
 - (3) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第5条の特定間伐等促進計画に掲げられた間伐主体又は造林主体
 - (4) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第4条に基づく木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けた者
 - (5) 県独自の認定制度等に基づき、地域における林業経営の担い手として育成・支援の対象とされた林業経営体
- 2 前項の規定に基づき育成経営体への選定を希望する林業経営者は、第5条第1項に規定する申請書に代えて、別記様式18号と関係書類を添えて、知事へ提出するものとする。
 - 3 知事は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容が別表の基準(別表(1)及び(4)に限る)に適合すると認められるときは、当該申請者を育成経営体に選定するものとする。
 - 4 知事は、別記様式19号により、選定の結果を申請者に通知するものとする。
 - 5 知事は、当該育成経営体については、移行措置に基づく育成経営体として基本情報(主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等)を県の公式ホームページ等において、公表するものとする。

(書類の提出)

第16条 この要領により知事に書類を提出するときは、各地方事務所の長を経由しなければならない。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。